

# 全労金2018春季生活闘争ニュース・第17号

《合意速報No. 1》

## 中央労組が金庫との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

中央労組は、3月26日16時30分から、金庫と「団体交渉」を開催し、「要求書」「申入書」に沿った回答が示されたことを受け、基本合意を表明しました。要求・申し入れと回答は以下の通りです。

		要 求					回 答				
		正職員	エリア限定正職員			個別 契約職員	正職員	エリア限定正職員			個別 契約職員
			A 3～5	A 2	A 1			A 3～5	A 2	A 1	
安定雇用	無期転換 登用制度	—	(実現)			—	(実現)			—	
			(実現)				(実現)				
最低賃金		(時間額1,000円に到達)					(時間額1,000円に到達)				
基本賃金		定昇の実施					要求通り				
一時金		4.7	2.0～3.5			—	4.7	2.0～3.5			—
昨年実績		4.7	—	—	—	—	4.7	—	—	—	—
雇用環境	ジョブ・リターン		(実現)			—	(実現)			—	
	年休積立		(実現)				(実現)				
	私傷病休職	—	(正職員と異なる制度を導入)			—	(正職員と異なる制度を導入)				
公正処遇	年休		(実現)	正職員と同様			(実現)	2年目以降 正職員と同様			
	生休	—	(実現)	正職員と同様		—	(実現)	要求通り			
	母性保護		(実現)	正職員と同様			(実現)	要求通り			
単組独自要求			特別一時金0.1ヵ月				特別一時金0.1ヵ月を2017年度末に支給する				
		—	永年勤続表彰制度 ボランティア休暇制度			—	永年勤続表彰制度は継続協議 ボランティア休暇制度は要求通り				
関連会社		金庫に対し、申入書を提出					関連会社に対する指導等は 主管部が中心となり、適切な対応を図る				

団体交渉において、金庫からは「要求内容は、金庫を取り巻く情勢や2018年度以降の中長期的な収支見通しからは重く受け止めざるを得ないものである。金庫は、今後、超低金利の長期化、日銀マイナス金利政策の継続等、厳しい経営環境の中で経費を抑えつつ、取引量の拡大や預かり資産の拡大をしていかなければならない。また、事業計画を進めながら、店舗チャネル政策、適正要員配置、業務効率化等を実践していく必要がある。今回の回答は、経営から組合員に対する最大限の誠意を示すものとして英断した。特に、「特別手当」は、この間の頑張りを評価するものであり、次年度以降の非常に困難な状況に対して、役職員が一致団結して立ち向かっていくための主旨が含まれていることを十分に理解いただきたい。この間の労使交渉を通じて、金庫を取り巻く厳しい環境、その中で様々な課題については、改めて労使で一致しているものと認識を深めた。

今後、第6期中計を着実に前進させていくためにも、経営として現場の声を大切にすることが最も重要であると考えており、引き続き、労働組合と真摯に意見交換等を行いながら、労使一体となって実効性ある取り組みを進めていきたい」等の見解が表明されました。

前田闘争委員長は、「連合は、22日に第1回報告を上回る第2回の回答集計を公表した。底上げ春闘を掲げて3年目になるが、年々意味合いは浸透している旨発信している。その連合方針を中心に全労金組織全体で取り組む「統一闘争」として、2018春季生活闘争をスタートした。中央労金の労使間では、要求主旨を理解し、早期に回答いただいたことに感謝申し上げます。「特別手当」について、基本賃金に係る要求を見送ることとした経過や2017年度の組合員の頑張り、第6期中計の実践に向けた期待、経営としての想いを、カタチとして示したものと認識している。中期的な収益見通しを踏まえたうえでの金庫の大きな判断をしっかりと組合員の意識向上に繋げていきたい。均等・均衡待遇の実現は、交渉のど真ん中、重点取組課題として位置づけてきた。年次有給休暇の付与、永年勤続表彰制度等、継続協議が必要なものもあるが、大きく前進したものとする。引き続き、誰もがやりがいを持って健康で働き続けられる職場づくりをめざしたうえで、エリア限定職員、有期契約職員の思いを胸に協議していきたい。第6期中計では、労働金庫を取り巻く厳しい状況を踏まえ、経費を抑えつつ、ボリュームや預かり資産の積極的な推進を通じての収益確保を行っていかざるを得ないとしている。労働組合として、その状況を理解する一方で、「健康経営」や「働き方改革」をどのように進めていくのか、課題認識を持っている。推進や目標達成だけが一人歩きし、目標達成のためには、時間外労働が当たり前の業務運営とならないような環境づくりを、労使で実践していくことが重要だと考える。2018春季生活闘争における交渉は、本日を以って収拾を判断するが、継続課題については、スケジュールを意識しながら精力的な協議を求める。そして、これまで以上に労使関係を強固なものにし、様々な課題に向き合っていきたい」等を表明しました。

単組は、①均等・均衡待遇の実現について、要求主旨を踏まえ、母体保護に係る休暇を短時間勤務の職員も含めたすべての職員を対象としたこと、②「特別手当」について、2017年度の組合員の頑張り、第6期中計の実践に向けた期待を“カタチ”として示されたことは、2018年度事業目標に向けた組合員の意識向上にも繋がる、③関連会社に係る公正処遇の実現について、団体交渉において「関連会社に対する指導等は主管部が中心となり、適切な対応を図る」との回答があったこと、等から基本合意を表明しました。

\*合意単組（1単組／3月26日16時30分現在）

中央

以 上